違反是正事例（事例３－７）

テーマ　　＜ 名宛人と接触できない違反対象物に対する違反処理　平成 21 年 ＞
（命令・16 項イ）

● 違反是正途中から名宛人との直接の接触が出来なくなった対象物に対する違反処理事例

防火対象物の概要

(1)	用　　途	複合用途防火対象物（16）項イ
(2)	構造・規模	耐火造（地上５階　地下１階）
(3)	延べ面積	314 ㎡
(4)	収容人員	70 人
(5)	消防用設備等	消火器、非常警報設備(非常ベル)、避難器具、誘導灯
(6)	管理権原者等	所有者Ａ（平成９年に強制競売により購入。個人所有） 管理は、管理会社のＢが行っている。

５階	作業所
４階	作業所
３階	ジャズバー
２階	カラオケ喫茶
１階	ラーメン屋
Ｂ１	スナック

GL

１．違反処理の概要

(1)　実態調査及び立入検査

ア 平成 10 年 10 月、火災発生に伴い当該対象物を把握

従前の所有者であるラーメン屋（１階）の経営者から情報を入手し、建築当初の図面を入手した。立入検査を実施して、次の違反内容を立入検査結果通知書により通知した。

(違反指摘事項)

① 防火管理者未選任
② 消防計画未作成
③ 消火・避難訓練未実施
④ 消防用設備等点検未実施・未報告（消火器、非常ベル、誘導灯）
⑤ 避難器具未設置

イ　平成 14 年４月、立入検査を実施（２回目）

テナントの管理する部分の①防火管理関係違反、④消防用設備等点検未実施・未報告等についてのみ一部是正されたが、建物全体に係る所有者側の違反は是正されていなかった。

ウ　平成16年７月、立入検査を実施（３回目）

消防法施行令改正により、新たに自動火災報知設備の設置が必要となったことから、立入検査結果通知書の指導事項に「平成17年10月１日までに自動火災報知設備を設置すること。」と記載して通知する。

エ　平成17年11月、改修計画書の提出

管理会社Ｂ（以下「Ｂ」という。）を通して、Ａの名前で改修計画書が提出され、自動火災報知設備及び避難器具については、平成18年３月までに設置する旨の報告がされた。

オ　平成19年２月、立入検査実施（４回目）

自動火災報知設備及び避難器具ともに設置されないことから、再度立入検査を実施し、違反内容を指摘した。

（違反指摘事項）

① 防火管理者未選任

② 消防計画未作成

③ 消火・避難訓練未実施

④ 消防用設備等点検未実施・未報告（消火器、非常ベル、誘導灯）

⑤ 自動火災報知設備未設置

⑥ 避難器具未設置（２階、３階）

カ　平成19年３月、改修計画書の提出（２回目）

自動火災報知設備及び避難器具の設置については、平成 20 年６月までに設置するという内容の改修計画書の提出がされた。

所有者Ａ（以下「Ａ」という。）に直接連絡がつかなかったが、Ｂの関与により改修計画書が提出されて、その後、Ｂが防火管理者として選任され、消防計画未作成、消火・避難訓練未実施、消防用設備等点検報告未実施・未報告違反も是正された。

キ　その後も電話が繋がらないため、住民票の場所（他府県）に数度出向したがＡとは接触できず、居住の有無も確認できなかった。

住民票の住所の隣に所在するＡの会社にも立ち寄ったが、Ａは留守、従業員がいた。

(2)　警告から命令までの経緯

ア　平成19年８月、建物の実況見分を実施（立会者Ｂ）した。

地下１階の一部分が増築され、その増築により延べ面積が300㎡を超えることから、全て実測し、各用途の写真及び供述を取り再確認した。

イ　平成19年８月、２階、３階の各テナントに警告書を交付した。

（警告事項）：２階テナント部分

平成19年12月31日までに避難器具を設置すること。

（警告事項）：３階テナント部分

① 平成19年９月30日までに消防計画を作成、届出すること。

② 平成19年12月31日までに避難器具を設置すること。

ウ　平成19年11月、警告書の交付

Ａとの接触が困難で直接交付できないため、やむを得ずＢを通して交付し、念のためＢにＡから受領書のサインをもらうように依頼し、その後Ａの受領書が署に返送された。

(警告事項)

① 平成19年12月15日までに２階及び３階部分に避難器具を設置すること。

② 平成20年１月30日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

Ｂに交付するまでの対応については次のとおり。

(ｱ) 平成19年８月、Ａの会社（他県）へ出向したが、Ａが不在のため、社員に警告書の受領を依頼するが受取拒否。

(ｲ) 平成19年９月、内容証明で送付したが、受取人不在で返送され交付できず。

エ その後もＡに何度も電話したが電話は繋がらず、会社の従業員を通して消防署への連絡を依頼したが、Ａからの連絡はなかった。

平成20年８月、Ａの携帯電話に繋がり、「自動火災報知設備及び避難器具の設置が必要であること。」を伝えるが、「お金がない等」の回答があり、電話は一方的に切られた。

オ 平成20年11月、警告事項の是正意思確認のため消防署へ来署するように「来署要請書」を内容証明で郵送したが連絡はなく、指定した日の来署もなかった。

カ 平成20年12月、再度実況見分を実施（立会者Ｂ）した。

その際、立会人のＢから「Ａには何回も話しているが、お金がないから設置できないと言っている。消防署から直接指導してほしい。」との供述があり調書に記録した。

また、Ａは家賃も差し押さえにあっているという情報を得る。

(3) 命令から是正までの経緯

ア 平成21年１月から３月、違反調査報告書を作成し命令に向けて準備を行うとともに、Ａとの接触を何度も試みるが連絡はつかなかった。

Ｂから防火管理者解任届が提出されたため状況を聴くと、Ａから契約解除を宣告されたとの事であった。

イ 命令書交付にあたり、以下の内容について検討

(ｱ) 警告書がＡ本人に到達していない可能性があるが、命令に移行して問題はないか。

(ｲ) 命令の時期は、３月中にすべきか、人事異動が終わった４月が妥当か。

(ｳ) 今までの経緯からＡへの命令書の送達をどのようにするか。

ウ 平成21年４月、Ａへの伝達方法を検討している間に、入居テナントから新しい管理者Ｃ（以下「Ｃ」という。）の情報を入手し、Ｃに対し命令を発動するため所有者であるＡと接触したい旨説明すると、「必ず私がＡに話す。」と誠実な対応をしたため命令書を交付した。

同時に防火管理者未選任等の新たな違反について立入検査結果通知書を交付した。

(命令書の命令内容)

① 平成21年７月31日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

② 平成21年６月30日までに建物２階及び３階に避難器具を設置すること。

エ 命令書を交付した翌日、ＣよりＡに書類を渡したとの連絡があり、供述内容を調書に記録した。建物に標識を設置するとともに公示を行った。

２．違反処理の完結

(1)　平成 21 年５月、新規管理者Ｃが防火管理者として選任される。

(2)　平成 21 年６月、２階の店舗が撤去、３階部分には避難器具が設置される。

(3)　平成 21 年７月 30 日、建物全体に自動火災報知設備が設置される。

（事例３－７）グループ検討

テーマ　　＜ 名宛人と接触できない違反対象物に対する違反処理 ＞

1.　立入検査計画について

継続違反がある対象物に対する立入検査の計画について検討して下さい。

2.　違反処理の移行時期について

平成 19 年２月の立入検査後、ソフト面の指摘事項は一部改修されていますが、避難器具未設置に対する違反が改修されていないことから８月にテナントへ警告書を交付しています。

避難器具未設置等、警告書の名宛人や移行時期などについて検討してください。

また、命令書の交付時期はどのように考えますか。意見交換してください。

3.　名宛人と直接接触できない場合の違反是正指導について

立入検査結果通知書などが直接名宛人に交付できずに違反是正指導が進まない事例など各消防本部にありますか。本事例や各消防本部の事例を踏まえてどのように関係者指導をしたら良いか検討してください。

名宛人と直接接触できない場合の警告書や命令書の交付方法などについても検討して下さい。

４，金銭的理由による消防用設備設置の拒否について

消防用設備等の設置にあたり金銭的理由による設置免除や履行期限の猶予を申し出る関係者に対する対応について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討